（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第百四十六条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第十五条中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改める。

附則第十六条第一項の表以外の部分及び同項の表附則第三条の項中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改め、同表附則第五条第一項の項中「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同表附則第八条第三項及び第九条の項及び附則第十条第一項、第十一条及び第十二条の項中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改め、同表附則第十三条第二項の項及び附則第十四条第一項の項中「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同表附則第十四条第三項の項中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改める。

附則第十六条の三中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改める。

附則第十八条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

（平成二十六年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十七条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第八十六条第二項中「新租税特別措置法」を「租税特別措置法」に、「限る。）」を「限る。）に、「もの」を「もの（に）」に改める。

（平成二十七年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第五十条第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第五十一条第四項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第五十二条第十二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第百三条第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第百五条第九項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

（健康保険法等の一部改正）

第百四十九条　次に掲げる法律の規定中「特例基準割合」を「延滞税特例基準割合」に、「第九十三条第二項」を「第九十四条第一項」に改める。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）附則第九条

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第十条

三　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）附則第二十九項

四　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十七条の十四

五　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第二十条の八第五項

六　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）附則第九条の二の五

七　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）附則第八項

八　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）附則第七項

九　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）附則第十二条

十　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の六

十一　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条第一項

十二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）附則第十五条

十三　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第三条の二

十四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）附則第三条の二

十五　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）附則第九条の二

十六　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十六条の二及び第八十二条の二

（地方自治法の一部改正）

第百五十条　地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百六十条の二第十六項中「及び第二項」を削り、「。）」と「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と」を加える。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務」を削り、同項第二号中「、第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務」を削る。

（農業協同組合法等の一部改正）

第百五十一条　次に掲げる法律の規定中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五条及び第七十二条の七

二　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八条

三　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条

四　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第十条

五　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第十二条

六　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第七条

（農業保険法の一部改正）

第百五十二条　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百七十六条第一項第二号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同項第三号を削る。

（貿易保険法の一部改正）

第百五十三条　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第四項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額」を削り、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項第二号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号及び第八号を削り、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とする。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第百五十四条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項中「又はその計上した連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第三項中「又はその翌連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第百五十五条　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又はその払戻しをした連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第三項中「若しくは同法第二条第三十一号」を「又は同法第二条第三十一号」に改め、「又は同条第三十一号の二に規定する連結中間申告書で同法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの若しくは同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書」を削る。

第十五条第二項中「又はその計上した連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第三項中「又はその翌連結事業年度の連結所得の金額」を削る。